

特殊詐欺事件の発生について

- 1 認知日  
令和7年8月8日（金）
- 2 発生日  
令和7年3月14日（金）から令和7年3月25日（火）までの間
- 3 被害品  
現金 50万円  
暗号資産 150万円相当
- 4 被害者  
橋本市内居住 40代 女性

5 状況

令和7年3月14日、被害者は携帯電話のインターネット機能を利用して良い副業がないかを探していたところ、「副業サポート」等という広告を見つけ応募しました。すると、相手からSNSで、「指定された商品を購入し、その商品が売れば、その利益が給料としてもらえます。250万円のコースで始めるとツールがもらえます。特別に200万円です。200万円を借りたとしても副業で稼いだお金で返せます。」等と伝えられました。

被害者は、相手の言うとおりにすればお金を稼ぐことができると思い、消費者金融業者から200万円を借りて、令和7年3月15日に、相手から指定された口座に50万円を振り込み、さらに、令和7年3月25日には、150万円相当の暗号資産を買って、相手から指定されたアドレス宛てに送信しました。

その後、相手からツールが届かず、また、相手と連絡がとれなくなったことから詐欺被害を疑い、弁護士に相談した上で、本日、当署に届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

見知らぬ人からの「友達申請」や「副業紹介」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「必ず儲かる」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐに『ちょっと確認電話』にて確認してください。